

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 教育財務課 1頁

お 知 ら せ

令和3年3月5日付け三重県公報第188号に、「教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示」が次のように掲載されました。

三重県告示第147号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第22号の項を第23号の項とし、第15号の項から第21号の項までを1項ずつ繰り下げ、第14号の項の次に次の1項を加える。

15	公立幼稚園への教育支援体制整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、子どもたちを健やかに育むために必要な環境整備を支援する。	感染症対策に要する経費及びICT環境整備に要する経費	教育長が別に定める。	市町
----	----------------------	---	----------------------------	------------	----

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和3年1月1日から適用する。

